

# 京都府新型インフルエンザ等対策行動 計画(中間案)の概要について

平成25年5月17日

## 新型インフルエンザ対策の経緯について

	法律	国の行動計画等	府の行動計画等
平成17年12月		新型インフルエンザ対策行動計画策定 (関係省庁対策会議)	京都府新型インフルエンザ行動計 画(策定)
平成20年5月	感染症法改正 (新たに、新型インフルエンザ 等感染症、鳥インフルエンザ (H5N1)を二類感染症に規定)		
平成21年2月		行動計画改定(関係省庁対策会議)	
平成21年4月			京都府新型インフルエンザ対策計 画(改定)
新型インフルエンザ(A/H1N1)発生			
平成21年9月			対策計画改定
新型インフルエンザ(A/H1N1)から通常の季節性インフルエンザ対策に移行			
平成23年3月31日			
平成23年9月		行動計画改定(関係会議)	
平成24年3月			対策計画改定
平成24年5月11日	新型インフルエンザ等対 策特別措置法公布		
平成25年4月13日	同法施行		
平成25年4月18日		行動計画改定案パブリックコメント開始	
平成25年4月26日			第1回有識者会議開催

## 21年当時の府計画

- ・ 国内発生早期に、保健所に「発熱相談センター」を設置、「発熱外来」に対象者を誘導
- ・ まん延期には、すべての医療機関で対応

## 現時点の府計画(24年3月改定後)

- ・ 海外発生期に、保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置。感染可能性の高い者に絞って、「帰国者・接触者外来」に対象者を誘導
- ・ 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなれば、すべての医療機関での対応に移行

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～  
新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

#### 1. 体制整備等

- (1) 行動計画の作成等の体制整備
  - ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
  - ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施  
※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

#### 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

#### 2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
  - ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
  - ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
  - ④ 緊急物資の運送の要請・指示
  - ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・取用
  - ⑥ 埋葬・火葬の特例
  - ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
  - ⑧ 行政上の申請期限の延長等
  - ⑨ 政府関係金融機関等による融資
- 等



# 行動計画と基本的対処方針について

## 行動計画について

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等の発生前（平時）に、政府、都道府県、市町村が、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるもの。
- 実際に発生する新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴などを予測することは不可能であるため、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。

## 基本的対処方針について

- 新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策についての基本的な方針を定めるもの。
- 発生した新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、具体的に実施すべき対策を選択し決定する。
- 新型インフルエンザ等の発生時、都道府県・市町村対策本部は、政府対策本部長が定める基本的対処方針及びそれぞれの行動計画に基づき、対策を実施。

# 国・都道府県・市町村の行動計画、指定(地方)公共機関の業務計画について

国・地方公共団体、指定(地方)公共機関はそれぞれ、行動計画・業務計画を作成・公表

	国	都道府県	市町村	指定(地方)公共機関
行動計画	<p>対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>国が実施する措置に関する事項                      ・新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザに変異するおそれが高い動物のインフルエンザの海外及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集                      ・新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供                      ・国内初発の場合における現地対策本部による対策の総合的な推進                      ・検査、登録事業者の従業員等に対する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置                      ・医療の提供体制の確保のための総合調整                      ・生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置</p>	<p>対策の総合的な推進に関する事項</p> <p>都道府県が実施する措置に関する事項                      ・新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査                      ・新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供                      ・感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置                      ・医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置                      ・物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置                      ・その他必要と認めるもの</p>	<p>対策の総合的な推進に関する事項</p> <p>市町村が実施する措置に関する事項                      ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供                      ・住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置                      ・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置                      ・その他必要と認めるもの</p>	<p>指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項</p>
業務計画	<p>登録事業者の従業員等に対する特定接種に係る登録の基準に関する事項</p> <p>都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項</p> <p>新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項</p> <p>地方公共団体やその他の関係機関相互の広域的な連携協力の確保に関する事項</p>	<p>市町村行動計画及び指定地方公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項</p> <p>新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項</p> <p>他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項</p>	<p>新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項</p> <p>他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項</p> <p>他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項</p>	<p>新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項</p> <p>他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項</p>
手続	<p>・閣議                      ・国会報告</p>	<p>・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取                      ・内閣総理大臣に報告、必要な場合は助言・勧告</p>	<p>・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取                      ・都道府県知事に報告、必要な場合は助言・勧告</p>	<p>・内閣総理大臣・都道府県知事に報告                      ・内閣総理大臣・都道府県知事は助言</p>

# 指定(地方)公共機関について

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の的確な実施は困難



指定(地方)公共機関による協力が必要

## 指定公共機関・指定地方公共機関とは

- 指定公共機関（法第2条第6号）  
独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
- 指定地方公共機関（法第2条第7号）  
都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの
- 義務等
  - ① 責務（法第3条第5項、6項）  
・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。  
・ 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。
  - ② 業務計画の作成及び国（都道府県）への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表（法第9条）
  - ③ 業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検（法第10条）
  - ④ 政府対策本部長による総合調整、指示（指定公共機関のみ）（法第20条第1項、法第33条第1項）  
都道府県対策本部長による総合調整、指示（法第24条第1項、法第33条第2項）  
※「総合調整」とは、指定(地方)公共機関の新型インフルエンザ等対策に関する業務が、その目的、手段、手続等の見地から相互に調和して行われるように、助言、要請、勧告等により調整を行うもの。  
「指示」とは、方針、基準、手続等を示して一定の行為を実施させるものであり、「総合調整」に基づく所要の措置が実施されない場合で特に必要があるときに行う。
  - ⑤ 国（都道府県）に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができる（法第27条）

# 新型インフルエンザ等対策の実施に係る体制について

- 国として整合性ある対策を効果的に実施するため、国及び地方公共団体に対策本部を設置
- 国及び都道府県は新型インフルエンザ等の発生時に設置【都道府県は、政府対策本部設置以前の任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。政府対策本部設置後は、海外発生期（国内未発生）でも47都道府県で設置】
- 市町村は緊急事態宣言以降に設置【それ以前の時点での任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。宣言以降は、緊急事態措置を実施すべき区域に入っていない市町村も、事前準備・対策推進のために設置】

## 政府対策本部（閣議決定）

指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関が、基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 基本的対処方針の策定、公表
- 新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

政府対策本部長  
(内閣総理大臣)

政府対策副本部長  
(国務大臣)

政府対策本部員  
(本部長・副本部長以外の全国務大臣)

## 京都府新型インフルエンザ等対策本部(平成25年3月条例第10号)

→ 政府対策本部と同時設置  
府、市町村、指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 府内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等
- 国又は指定公共機関に対する職員派遣要請

本部長  
(京都府知事)

副本部長  
(副知事)

本部員  
(危機管理監・各部署長・教育長等)

## 市町村対策本部

→ 緊急事態宣言以降に設置

市町村が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 市町村内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

市町村対策本部長  
(市町村長)

市町村対策副本部長  
(本部員から市町村長が指名)

市町村対策本部員  
(副市町村長、教育長、消防長又は消防吏員、市町村長に任命された市町村職員)

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法が想定している一般的経過例

## 新型インフルエンザ発生

### 第一段階 海外で発生(病原性が不明な段階)

政府対策本部立ち上げ

※府も同時設置

行動計画に基づき、基本的対処方針策定  
検疫の実施、特定接種の実施等

### 第二段階 病原性も明らかになってくる。国内に侵入

病原性等が強いおそれがある場合

緊急事態宣言

外出自粛、催物の開催の制限の要請等  
住民への予防接種  
臨時の医療施設における医療提供 等

緊急事態宣言終了

左記以外

本部のみ継続

本部の廃止

## 新型インフルエンザ等緊急事態宣言(政令要件)について

※ 政府対策本部が、期間(2年以内)及び区域を定めて公示

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件

(政令要件Ⅰ)

重症症例(肺炎、多臓器不全、  
脳症など)が通常のインフルエンザと比較し、相当多くみられる場合

海外及び国内の臨床例を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断。

※ 感染症法に基づき厚生労働大臣が公表する段階では、ある程度の臨床例が蓄積されていると考えられる。

全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件

(政令要件Ⅱ)

①報告された患者等が誰から感染したか不明

or

②報告された患者等が誰から感染したかは判明しているが、感染の更なる拡大の可能性が否定できないと判断された場合

患者等に関する積極的疫学調査を行い、その結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断。

②のケースであっても、早期の行政的な介入が必要

新型インフルエンザ等が発生

WHOフェーズ4宣言

感染症法に基づく厚生労働大臣の公表

政府対策本部の設置(特措法第15条)

サーベイランスの強化(感染症法)  
海外症例等の情報収集

<法律要件>

国内で新型インフルエンザ等感染症の患者等  
又は新感染症の所見のある者の報告

# 新型インフルエンザ等対策行動計画（案）概要

政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

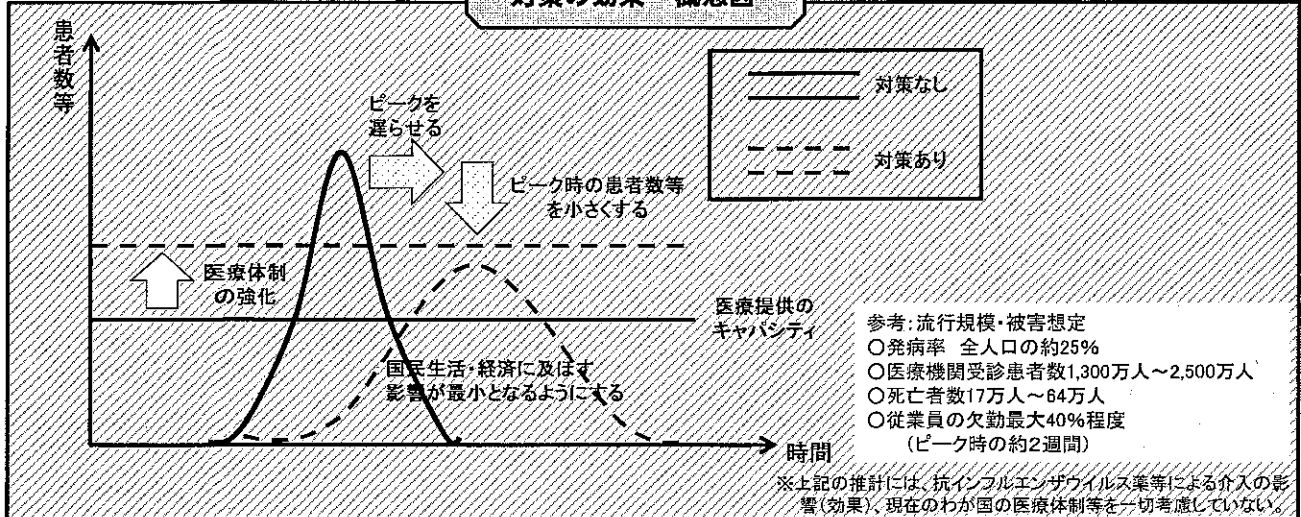
## 対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- 国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。  
※社会状況に応じて臨機応変に対応する。  
※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

## 対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

## 対策の効果 概念図



## 行動計画のポイント

- 特措法に基づく初の行動計画。
- 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載。

1. 新型インフルエンザ等に対する体制

2. 感染拡大防止

3. 予防接種

4. 新感染症

5. 留意事項

### ● 従来の行動計画との比較表

- 指定（地方）公共機関の役割等を新たに規定 p12
- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の運用を新たに規定 p13
- 法定化された不要不急の外出自粛等の要請等について規定 p18
- 法定化された施設の使用制限の要請等について規定 p15
- 法定化された特定接種の対象となり得る業種等を新たに明らかにした p20
- 住民接種の接種順位の基本的考え方を規定 p22,23
- 行動計画の対象を新感染症に拡大 p9
- 基本的人権の尊重について記載を充実 p6
- 記録の保存について新たに規定 p7

# 発生段階ごとの対策の概要

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
<b>対策の 考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生の遅延と早期発見に努める</li> <li>国内発生に備えての体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内での感染拡大をできる限り抑える</li> <li>患者に適切な医療を提供</li> <li>感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制の維持</li> <li>健康被害を最小限に抑える</li> <li>府民生活及び府民経済への影響を最小限に抑える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制、社会経済活動の回復を図る</li> <li>第二波に備える</li> </ul>
<b>実施体制</b>	<b>国、京都府、指定（地方）公共機関等を挙げての体制強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>府対策本部の設置（政府と同時）</li> <li>有識者会議等の意見を踏まえ、基本的対処方針及び行動計画に基づく対策の協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部での協議等</li> <li>政府現地対策本部との連携等</li> </ul> <p>★ 政府対策本部の緊急事態宣言により、市町村対策本部の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内感染の拡大に伴う対策の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者発生の減少による対策の見直し</li> </ul>
<b>サーベイランス・ 情報収集</b>	<b>発生段階に応じたサーベイランスの実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生に備えたサーベイランス体制の強化（患者の全数把握、学校等の集団発生の把握）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者の全数把握、学校等の集団発生の把握</li> <li>患者の臨床情報把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>府内未発生期又は府内発生早期では、患者の全数把握等を継続</li> <li>府内感染期では、患者の全数把握等を中止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引続き学校等における集団発生状況の把握</li> </ul>
<b>情報提供 共有</b>	<b>一元的な情報発信、国民への分かりやすい情報提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外での発生状況情報提供</li> <li>相談窓口（専用コールセンター）の設置</li> <li>市町村への相談窓口設置要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの内容の随時更新等</li> <li>相談窓口の充実・強化</li> <li>市町村への相談窓口強化要請</li> </ul>	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供のあり方の見直し</li> <li>相談窓口等に寄せられた問い合わせのとりまとめ</li> </ul>

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

★ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
<b>まん延防止 予防</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水際対策への協力</li> <li>特定接種の準備・開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等へ手洗い、咳エチケット等の勧奨</li> <li>水際対策へ引き続き協力</li> <li>特定接種の準備・開始</li> <li>住民に対する予防接種の準備・開始</li> </ul> <p>★ 外出自粛要請 p58</p> <p>★ 施設の使用制限 p58</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等に対する手洗い、咳エチケットや時差出勤等の勧奨、公共交通機関への</li> <li>住民に対する予防接種の継続</li> </ul> <p>★ 外出自粛要請 p67</p> <p>★ 施設の使用制限 p67</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二波に備えた住民に対する予防接種の継続</li> </ul>
<b>医療</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰国者接触者外来の設置</li> <li>帰国者接触者相談センターの設置</li> <li>感染症指定医療機関等へ受入準備を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用外来における医療提供の継続、患者の入院措置</li> <li>必要に応じ全ての医療機関において診療開始</li> <li>診断・治療に資する情報等の医療機関への提供</li> <li>抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>府内未発生期、府内発生早期では、専用外来及び入院措置を継続</li> <li>府内感染期では、全ての医療機関における診療体制に切り替え</li> <li>ファックスによる処方せん送付</li> <li>備蓄の抗インフルエンザ薬の使用等</li> </ul> <p>★ 医療の確保等の要請 p69</p> <p>★ 臨時的医療施設の設置 p69</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</li> </ul>
<b>国民生活及び 経済の安定の確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場における感染予防策の準備</li> <li>指定（地方）公共機関等の事業継続に向けた準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者による買占め・売惜しみが生じないように要請</li> </ul> <p>★ 指定（地方）公共機関は業務の実施のための必要な措置を開始p60</p> <p>★ 緊急物資の運送 p61</p> <p>★ 生活関連物資等の価格の安定p61</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者による買占め・売惜しみが生じないように要請</li> </ul> <p>★ 指定（地方）公共機関は業務計画に基づき事業を継続 p71</p> <p>★ 緊急物資の運送 p71</p> <p>★ 物資の売渡しの要請、融資等 p71</p> <p>★ 生活関連物資等の価格の安定p71</p> <p>★ 要配慮者への生活支援 p72</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 業務の再開、緊急事態措置の縮小・中止 p77</li> </ul>

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

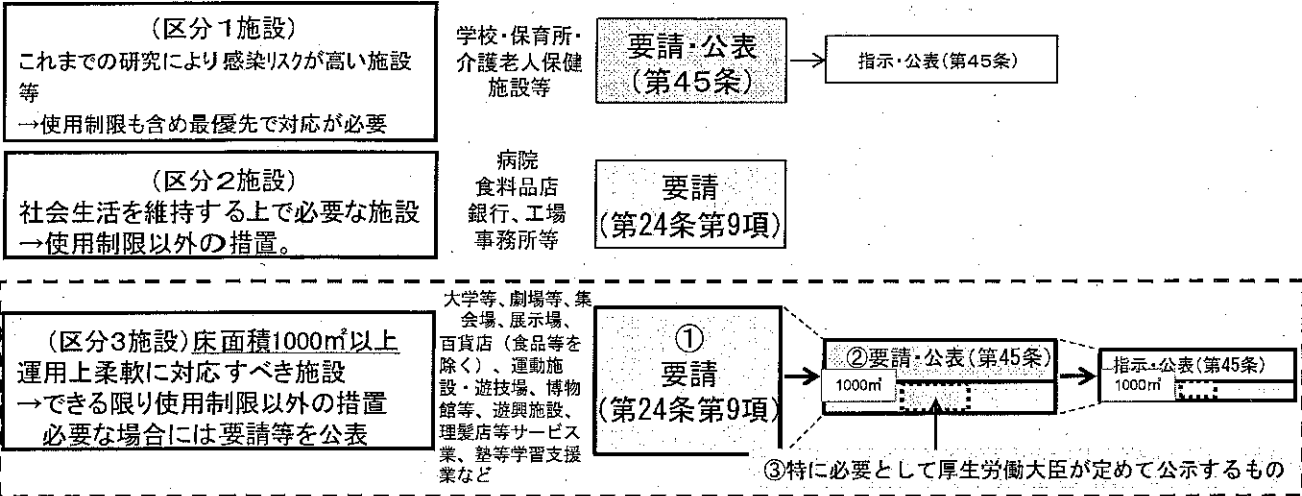
## 未発生期（事前の準備）

- 行動計画等の作成（国、地方公共団体、指定公共機関等） / 訓練の実施 / 感染症や公衆衛生に関する情報提供 / ワクチンの接種体制の整備 / 抗インフルエンザ薬の備蓄 / 地域医療体制の整備

# 感染を防止するための施設使用制限等について

新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点を踏まえ、施設の区分ごとに、適切な対応を行う。

※特措法第45条の措置は、指示まで至る措置。また個別施設名が公表される。  
 特措法第24条第9項の措置は、指示まで至らない措置。また公表もされない。

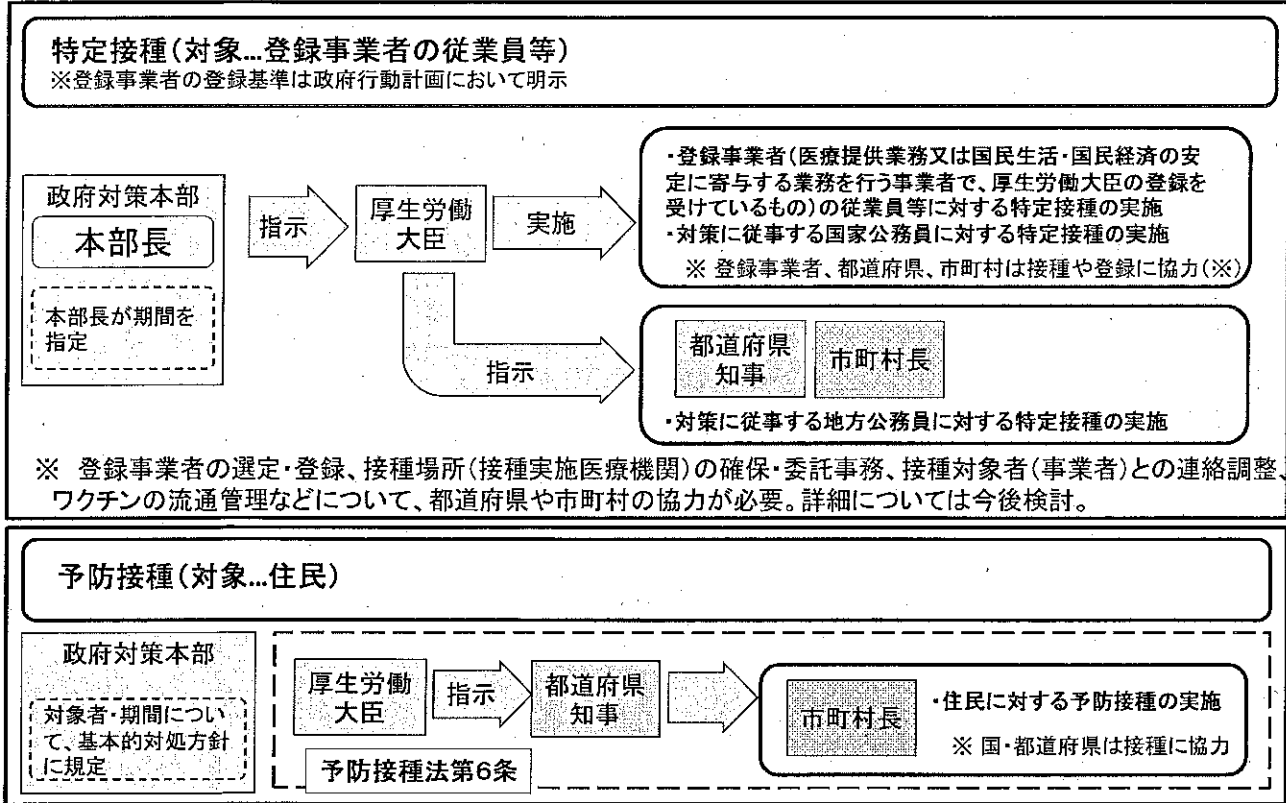


**施設の使用制限以外の措置**

法第45条第2項の政令で定める措置は、次のとおりとすること。(施行令第12条関係)

- イ 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理
- ロ 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- ハ 手指の消毒設備の設置、ニ 施設の消毒
- ホ マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、新型インフルエンザ緊急事態において新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

# 特定接種及び住民に対する予防接種について



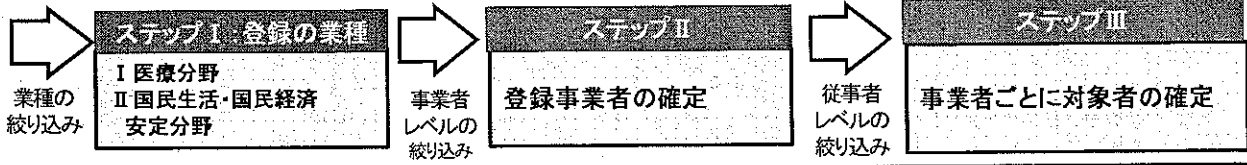
※ 特定接種及び住民に対する予防接種については、行政による勧奨及び被接種者による努力義務を規定。  
 ※ 健康被害救済(予防接種法の一類相当の補償)については、予防接種を行った主体が実施。



# 特定接種対象の基本的考え方

特定接種とは、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、そのような業務に従事する者に対し、住民に先んじて行われる予防接種である。

## 特定接種対象者確定までの流れ



**ステップⅠ 登録の業種** …登録対象と考えられる業務を有する業種・職種については、以下のものが考えられる。

業種・職種		特措法上の役割	業種・職種
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	生命維持	新型インフルエンザ等医療に従事する者(医療機関・薬局)
	重大・緊急医療系		生命健康に重大・緊急の影響がある医療に従事する者(医療機関)
	介護・福祉型	生命維持	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所
国民生活・国民経済安定	指定型	対策本部と一体的に活動	電気通信、電気、ガス、鉄道、航空、貨物自動車運送、内・外航海運、公共放送業、空港管理、バス、医薬品製造・卸、医療機器製造・卸、中央銀行、郵便
	業務同類系 (業界団体指定により実質的に指定されている者)		電気通信、電気、ガス、鉄道、航空、貨物自動車運送、内・外航海運、報道事業者、バス、医薬品製造・卸、医療機器製造・卸、銀行、郵便
	社会インフラ系	国民生活維持	石油元売、熱供給、金融証券決済事業者
	その他の登録事業者(P)		保険、食料品等製造・販売・流通、倉庫、感染性廃棄物処理

※総計推計:約2,120万

## ステップⅡ 登録事業者

### ■接種体制基準

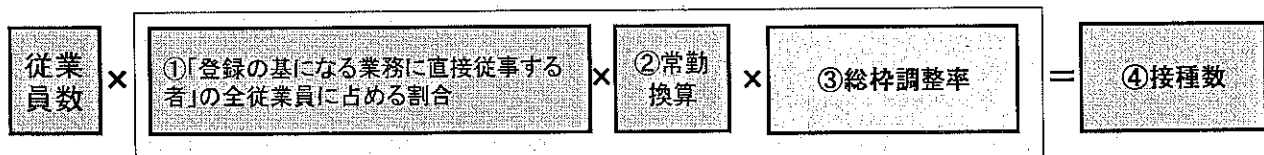
特定接種を迅速に進め、住民接種をできる限り早く実施するため、事業者に接種体制整備(産業医の選任<sup>(※)</sup>)を求める(本基準については、医療分野には適用されない。)

(※)従業員数が50人以上の事業所に選任義務あり

### ■事業継続計画(BCP)の作成

## ステップⅢ 特定接種対象者

### 登録事業者の接種数の基本的な算定式



登録の基になる業務従事者総数は全業種で約2,120万人と推計

### ①のイメージ例(電気事業者の例)

- ①電気の安定的・適切な供給に直接従事する者
- 下記の業務に直接従事する者
- 1 発電所・変電所の運転監視、補修・点検、故障・障害対応、燃料受入れ
- 2 電力システムの運用
- 3 通信システムの維持・監視
- 4 緊急時対応業務
- ※ヒアリング資料の例

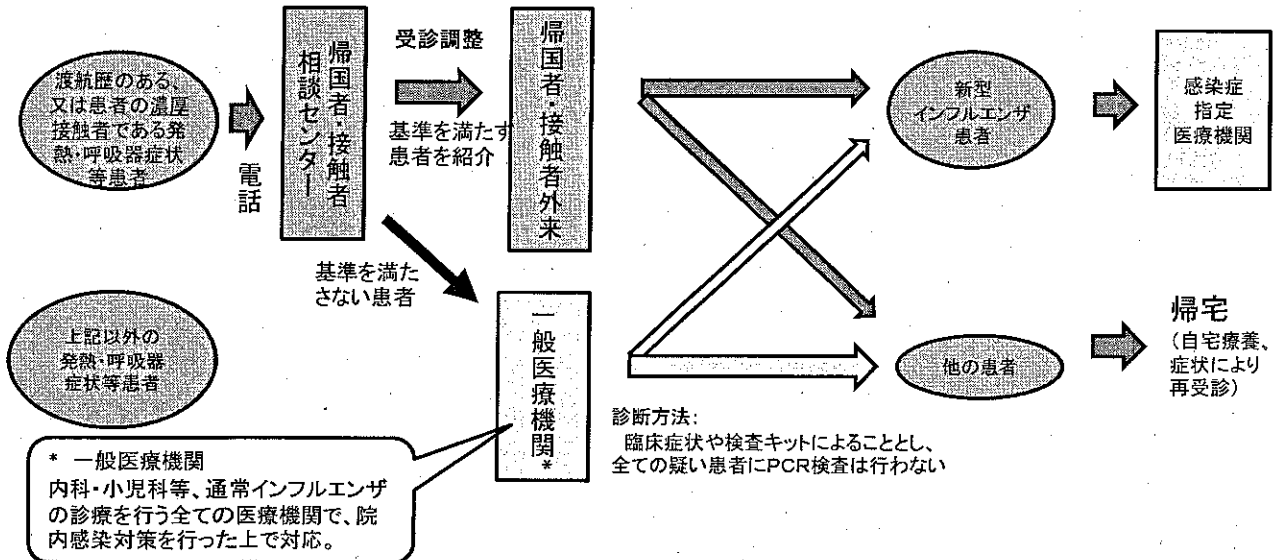
③ 発生状況やワクチンの製造・製剤化のスピード、国民の住民接種の緊急性等を考慮し、発生時に基本的対処方針諮問委員会の意見を聴いて政府対策本部が最終決定する特定接種のワクチンの総数を基に、総枠調整を行う。

初回の登録の際は、暫定的に特定接種の一定の総枠を想定して、総枠調整率を設定したうえで登録する。

## 医療体制＜海外発生期～国内(地域)発生早期＞

### ●新型インフルエンザ対策行動計画

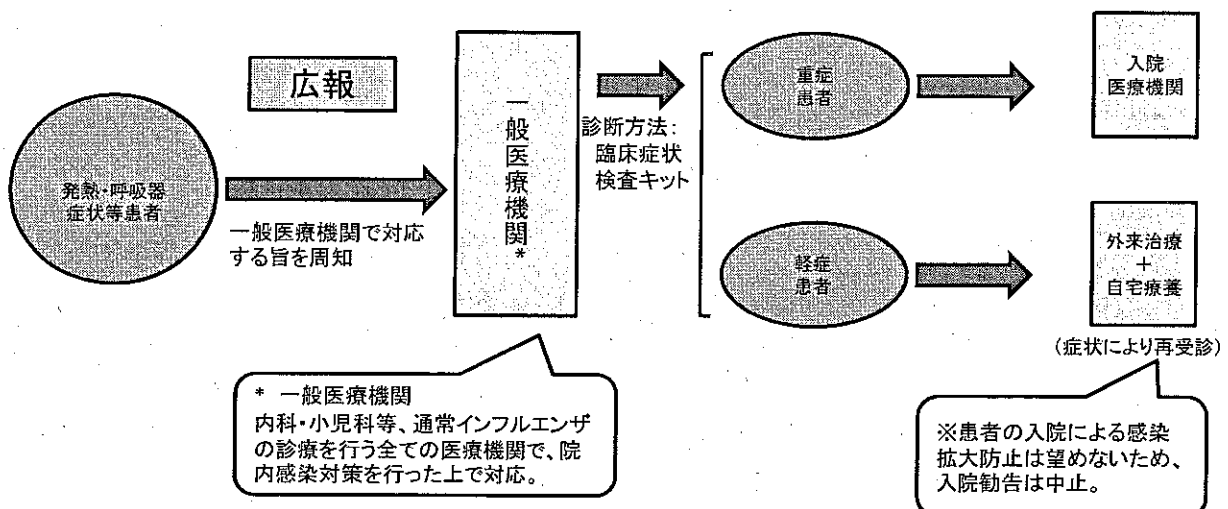
- 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者について、帰国者・接触者外来において診断を行う。
- 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザの患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- 新型インフルエンザと診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等へ移送し、入院勧告を行う。



## 医療体制＜国内(地域)感染期＞

### ●新型インフルエンザ対策行動計画

- 原則として一般の医療機関において新型インフルエンザの患者の診療を行う。
- 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- 入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設等の利用を検討する。



## 医療関係者による協力を確保するための枠組みについて ①

### 1 医療機関に係る措置(指定(地方)公共機関、登録事業者)

- 特措法では、指定(地方)公共機関として、医療業務を行う法人が指定されうることとしている。指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時に、その業務について対策を実施する責務を有する。また、都道府県対策本部長の総合調整・指示権の対象となる。(法第3条第5項、第24条第1項、第33条第2項)
- さらに、小規模な診療所など、指定(地方)公共機関として指定しないものについても、新型インフルエンザ等の医療のためのものに限らず、特定接種に係る事前登録を行うことが想定され、その場合、登録事業者として業務を継続する責務を果たすことが求められる。(法第4条第3項)
- なお、公立医療機関については、指定(地方)公共機関となるものではないが、地方公共団体の行動計画において、その機能・活動を位置付け、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供を継続することが考えられる。

### 2 医薬品等製造販売業者等に係る措置

- 医薬品等製造販売業者等については、指定(地方)公共機関となった場合、新型インフルエンザ等の発生時に、その業務について対策を実施する責務を有する。また、都道府県知事は、総合調整・指示権を行使できるほか、医薬品等の配送要請・指示を行うことができる。(法第3条第5項、第24条第1項、第33条第2項、第54条第2項、3項)
- 指定(地方)公共機関でない医薬品等製造販売業者等、薬局等についても、特定接種に係る事前登録を行う場合があることが想定され、その場合、登録事業者として業務を継続する責務を果たすことが求められる。(法第4条第3項)

## 医療関係者による協力を確保するための枠組みについて ②

### 3 医療関係者への医療等の実施の要請等

- 都道府県知事は、医師、看護師等の医療関係者に対し、場所、期間その他の必要な事項を示して、新型インフルエンザ等の患者(疑い患者を含む)に対する医療や特定接種・予防接種を行うよう要請することができる。(法第31条第1項、第2項、第46条第6項)
- 正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対し、医療又は予防接種を行うべきことを指示することができる。(法第31条第3項)
- 要請に応じ、又は指示に従って、患者に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡したり、疾病にかかったりしたときは、都道府県知事は、その損害を補償しなければならない。(予防接種の実施の要請・指示を受けた医療関係者は補償の対象外)(法第63条)

### 4 臨時の医療施設における医療の提供等

- 都道府県知事は、区域内において医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、都道府県行動計画で定めるところにより、臨時の医療施設を開設し、医療を提供しなければならない。(法第48条第1項)
- 臨時の医療施設については、医療法、消防法、建築基準法、景観法による技術的基準の規定を適用しない。(法第48条第3～5項)
- 施設開設に必要な場合には、土地、家屋又は物資の所有者等の同意を得て、土地等を使用することができる。正当な理由がないとき又は所在不明のため同意を求められないときは、同意を得ずに使用することができる。(法第49条)
- 既存の医療施設について、緊急事態における医療提供を行うために病床数等を変更する場合には、医療法の許可を不要とし、変更内容の届出でよいこととする。(法第48条第6項、第7項)

## 医療等の実施の要請・指示の対象となる医療関係者等

- 特措法第31条による要請・指示の対象となる医療関係者は、以下のとおり。

医師	歯科医師	薬剤師	保健師
助産師	看護師	准看護師	診療放射線技師
臨床検査技師	臨床工学技士	救急救命士	歯科衛生士

**【参考】**

本法における医療関係者は、

- (1) 法第31条第1項に基づき、知事が、患者等に対する医療を行うよう要請することができる対象
- (2) 法第31条第2項に基づき、厚生労働大臣及び知事が、法第28条の特定接種又は法第46条の住民に対する予防接種の実施に関し、必要な協力の要請をすることができる対象
- (3) 法第31条第3項に基づき、上記(1)(2)による要請に応じない場合に、厚生労働大臣及び知事が、医療の提供、特定接種、又は住民に対する予防接種の実施を指示することができる対象

また、要請・指示を受けた医療関係者は、法第62条第2項に基づく実費弁償と、第63条第1項に基づく損害補償の対象となる。

- なお、医療その他の行為の実施の要請・指示を受けた医療関係者のうち、医療機関の管理者は、必要があると認めるときは、当該医療機関の医療関係者、事務職員その他の職員を活用してその実施の体制の構築を図るものとする。

## 緊急物資の運送、特定物資の売渡し要請等について

### 1 緊急物資の運送等(法第54条)

- 国の(地方)機関の長又は都道府県知事は、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、緊急物資の運送を要請することができる。【※場所・期日を併せて指定】
- 国の(地方)機関の長又は都道府県知事は、医薬品の販売業者等である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。【※場所・期日を併せて指定】
- 正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認める場合に限り、輸送又は配送を指示することができる。

### 2 特定物資の売渡しの要請等(法第55条)

- 都道府県知事は、医薬品や食品等(※)について、所有者に対し、売渡しを要請できる。
- 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、特に必要があると認める場合に限り、収用することができる。
- 緊急措置を実施するに当たり、医薬品や食品等を確保するため緊急の必要があるときは、事業者は保管を命ずることができる。

※ 医薬品(抗インフルエンザ薬については、厚生労働大臣が措置を行う場合に限る。)、食品、医療機器その他衛生用品、燃料、その他内閣総理大臣が定めるもの。

## 申請期限等の延長等、物資の価格安定及び政策金融について

### 1 行政・民事上の申請期限・履行期限の延長等(法第57条、第58条)

- 行政上の権利利益に係る満了日の延長、期限内に履行されなかった義務に係る免責、金銭債務の支払猶予等の措置を創設。
  - ※ 国民保護法においても同様の規定があり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」を適用し、例えば運転免許証の満了日の延長など行政上の権利利益に係る延長等を規定。

### 2 生活関連物資等の価格の安定(法第59条)

- 指定(地方)行政機関又は地方公共団体の長は、価格の高騰・買占め・売惜しみによる供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画(都道府県行動計画、市町村行動計画)で定めるところにより、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」や「国民生活安定緊急措置法」等に基づく適切な措置を講じなければならない。
  - ※ 災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定あり。

### 3 政策金融の実施等(法第60条、第61条)

- 政府関係金融機関等は、償還期限・据置期間の延長や利率の低減等の適切な措置を講ずるよう努める。
- 日本銀行は、通貨・金融の調節、金融機関間の資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。
  - ※ 災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定あり。

